

答 申 書

1 審査会の結論

羽幌町長（以下「実施機関」という。）が、平成26年6月3日付け羽総情号で行った公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 異議申立ておよび審査の経緯

（1）異議申立ての経過

（ア）本件の異議申立人〇〇〇〇氏（以下「申立人」という。）は、平成26年5月21日付けで、「町発注工事契約に係る一般競争入札、指名競争入札の参加者関係書（平成21年度～平成24年度）」につき、羽幌町情報公開条例（以下「条例」という。）第9条に基づき公文書の公開請求（以下「公開請求」という。）を行った。

（イ）同年6月3日付けで実施機関は、申立人の行った公開請求に対して、条例第10条第1項の規定に基づく本件処分を行い、その旨を申立人に通知した。

（ウ）同年6月18日付けで申立人は、実施機関に対し、一部において不存在とした本件通知処分を取り消すとの決定を求める異議申立てをしたので、実施機関は同年6月27日付けで、羽幌町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第18条に基づく諮問を行った。

（2）公開請求の対象となった公文書について

実施機関は、公文書を特定するにあたり、申立人へ公開請求の内容を確認しており、その結果、公開請求の対象となった公文書は、「建設工事等入札資格審査申請書」であったため、次のとおり公文書を特定した。

- ①建設工事等入札資格審査申請書（平成21・22年度）
- ②建設工事等入札資格審査申請書（平成23・24年度）

なお、①の「建設工事等入札資格審査申請書（平成21・22年度）」（以下「本件対象公文書」という。）については、文書保存期間経過による廃棄のため不存在であったことから、実際には、②のみ非公開情報に該当する部分を除き公開している。

（3）審査の経緯

（ア）当審査会における審査手続きとして、平成26年7月16日開催の第1回目の審査会後、同年7月17日付けにて実施機関に対し非公開理由の説明を求め、申立人に対しては、意見陳述等の有無を照会したところ、同年7月22日に意見書の提出及び意見陳述を行う旨報告を受けた。

(イ) 同年8月18日に第2回目の審査会を開催し、実施機関側より本件処分に関して不
存在を理由に非公開とした理由の説明を受け、申立人においては、異議申立てに關する
意見陳述が行われた。

(ウ) 同年9月22日に第3回目の審査会を開催し、審議を経て答申書の作成に至った。

3 審査会の判断

当審査会は、実施機関が本件処分により不存在を理由に非公開とした関係する公文書を
検証したうえで、申立人における異議申立ての理由および意見陳述として「本件処分によ
り不存在とした情報は、情報公開法に基づく羽幌町情報公開条例第1条の目的に反するも
のであること、本件対象公文書は、公共工事発注における重要公文書であって、留萌管内
他市町村の多くが5年保存としているところであり、著しい認識不足であること、更には
本件対象公文書が、公共工事を発注する際の基本となる参加資格があるかどうかの基とな
るものであり、発注の基となる基本的なものが5年間保存されていないのは納得いかな
い。」等の主張や実施機関の理由説明に基づき、本件処分の妥当性について調査、審議した
結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例の基本的な考え方について

条例は、「町民の知る権利として、町民が町の保有する公文書の公開を求める権利を明
らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め共有すること
により、町政に対する町民の信頼と理解を深め、町民の町政への参加を促進し、もって町
と町民の協働による、公正でわかりやすいまちづくりの推進に資する」ことを目的とし
て制定されたものであり、情報公開制度を通じて、町民が積極的に町政へ参加するこ
とを推進するとともに、町政に対する理解と信頼を深めることによって、開かれた町政の
実現を目指すものである。

実施機関は、この目的に従い、現に保有する公文書の公開請求があった場合、当該公
文書を原則として公開しなければならない。しかしながら、実施機関の保有する公文書
の中には、公開することにより、個人のプライバシーを侵害し、町政の公正かつ適切な
運営を妨げ、ひいては町民全体の利益を損なうような情報なども含まれているため、情
報公開制度のもとにおいても、例外的に非公開とせざるを得ないものがある。この例外
的に非公開とせざるを得ない情報を条例第6条第1項各号で個別具体的に定めている
ものである。

もとより、条例の解釈および運用に当たっては、原則公開の趣旨を踏まえつつ、非公
開情報の該当性について、事案の内容に即し、個別性的かつ適切に判断されなければなら
ないことはいうまでもない。

(2) 審査会の審査対象の範囲について

条例で規定する当審査会の権限は、公開請求に対し実施機関が行った非公開（一部公
開を含む）決定や不存在などの決定処分が妥当であるかどうかを審査することを本務と

しており、実施機関の事務の適否を判断する機関ではない。

このため、申立人が主張しているような、本件対象公文書の「保存年限」の適否についてまで、判断する立場にないことから、当審査会としては、実施機関が行った本件処分の妥当性についてのみ検討するものとする。

(3) 本件対象公文書について

(ア) 建設工事等入札資格審査申請書とは

羽幌町が発注する建設工事に係る指名競争入札に参加することのできる者は、羽幌町がその資格を有すると認めた方に限られている。

そのため、羽幌町が発注する建設工事の指名競争入札に参加を希望する方は、あらかじめ、定められた申請書類を羽幌町に提出し、資格を有するかどうかの審査を受ける必要がある。その申請書類が本件対象公文書である。

本件対象公文書には、基本的に次の書類が提出されている。

- ・様式1 建設工事等入札参加資格審査申請書
- ・様式2 総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の写し
- ・様式3 工事（事業）経歴書
- ・様式3の2 工事（事業）経歴書
- ・様式4 技術者名簿
- ・様式5 代表者身分証明書
- ・様式6 登記事項証明書
- ・様式7 許可・登録証明書
- ・様式8 建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書の写し
- ・様式9 建設工事入札参加資格審査申請書付票
- ・様式10 設計等入札参加資格審査申請書付票
- ・その他市町村で独自に定めている書類等については、羽幌町においては、国税（消費税及び地方消費税）の納税証明書および町内業者については、併せて市町村民税の納税証明書を経営状況の審査の一つの指標として添付させている。（現在は、内容を見直し、全ての町税について滞納がないことの証明書に改正している。）さらに印鑑証明書と決算書である。

(イ) 指名競争入札における資格の審査および名簿への登録について

羽幌町契約規則第18条において、羽幌町が指名競争入札に指名することのできる者として第1号から第3号に該当する者と規定されており、その第3号において、町長が別に定める基準に適合する者として規定されているものが「建設工事に係る指名競争入札参加者の指名基準」である。

羽幌町は、前記のほか「建設工事に係る競争入札参加資格格付審査要領」、「工事成績評価基準」、そして本件対象公文書に基づき必要な資格審査及び格付審査を行いこれらの基準を満たした者が、名簿に登録されるしくみとなっている。

なお、これらの資格審査等は、2年に1度行われており、例として平成21～22

年度に登録される者は、前年度の平成20年度中に申請を行い、資格審査を経て名簿に登録されることとなる。

(4) 羽幌町文書整理保存規程（以下「文書保存規程」という。）について

羽幌町では、本庁で処理の完結した文書（以下「完結文書」という。）の整理および保存に関し必要な事項を文書保存規程において定めている。

完結文書は、主管課長が整理し編纂するものとしており、その保存年限については、別に法令等に特別の定めのあるものを除き、同規程における別表の定めを基準にして保存することとしている。

また、主管課長が完結文書を編纂したときは、保存年限が1年未満のものを除き、総務課長へ引き継ぐものとしている。ただし、執務上常時閲覧する必要のある簿冊は、主管課長が保管することができるとされている。

なお、保存期間の経過した完結文書は、関係課長の合議のうえ総務課長が廃棄するものとしている。

(5) 公文書不存在による非公開決定の妥当性について

以上を踏まえ、本件処分について検討する。

実施機関の説明によると、本件対象公文書は、文書保存規程第3条に規定する保存年限の別表中、「原簿又は台帳に登録登録となったもの」に該当するため「3年保存」としているとのことである。

つまり、事業者から提出された本件対象公文書等に基づき、羽幌町に設置されている指名委員会で資格審査されたものが、建設工事等における指名登録の格付台帳に登録されるためである。また、その主な審査内容を記録した格付台帳は、5年保存としているので、本件対象公文書が3年で廃棄されたとしても、契約関係書類の保存期間である5年間と同様であり、契約事務の透明性は図られているとのことである。

当審査会においてもその格付台帳を検証したところ、その台帳はランク別に「格付」された事業者の一覧表になっており、その事業者ごとに「客観的要素の評定（経営審査）」、「主観的要素の評定（工事施工成績）」、「総合評定点数」、「調整点数」、「格付けに係る点数」、「建設業許可の種類」、「納税状況」、「建設業退職金共済組合の加入の有無」、「過去2年間の実績」が記録され、さらに資格評定調書および請負工事施工成績評定書が付いているものであった。

また、本件対象公文書は、従前より3年保存としており、保存期間の変更はしていないこと、文書保存規程第3条第3項の規定に基づき、完結した平成22年度の翌年度から起算して3年目の平成25年度まで保存し、平成26年4月の時点で廃棄処分していること、さらに実施機関における当該公文書の保管場所を調査し、存在しないことも確認した。

以上のことから、3の(2)で触れたように当審査会は保存期間の適否についてまで判断する立場にないが、実施機関の主張に特に不自然、不合理な点はなく、また、本件対象公文書の存在を疑うべき特別の事情も認められないので、本件対象公文書は存在しない

ものと判断される。

(6) その他

実施機関における文書保存規程に基づく完結文書の引継ぎや廃棄についてであるが、当審査会が確認したところでは、本件対象公文書について、文書保存規程に基づく廃棄の手続きが行われていないことを確認している。このことから、実施機関に対しては、規程に基づいた中での公文書の管理等が適正に行われるよう望むところである。

また、申立人における本件対象公文書の保存年限に関する主張については、当審査会では判断する立場にないことから検証していないが、実施機関へは申立人からこのような主張があったことを通知するとともに、公開請求の参考となるよう文書保存規程にある保存年限の一覧表を羽幌町ホームページ上の情報公開に関するところで周知されるよう意見を付記するものとする。

(7) 結論

以上のとおりであるから、本異議申立てに対して当審査会は、上記1の結論のとおり答申するものとする。

4 羽幌町情報公開・個人情報保護審査会委員

会 長 後藤 英文

職務代理者 花村 春光

委 員 岡戸 千佳子、足達 由香、村上 隆宏